

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面(81)

(被告準備書面(54)～(56)に対する反論)

2021年9月10日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

【目次】

第1章 大飯原発について(被告準備書面(54)に対する反論).....	4
第1「第2『地盤の増幅特性(サイト特性)の適切な評価の重要性』について」に 対し.....	4
第2「第3『被告の地質構造の把握の主張に対する原告らの反論』について」に 対し.....	4
第3「第4『その他の被告の主張に対する反論』について」に対し.....	13
第2章 高浜原発について(被告準備書面(55)に対する反論).....	16
第1「第2の1『被告の主張態度』について」に対し.....	16
第2「第2の2『高浜原発敷地地下には堅硬な岩盤が著しい高低差がなく、ほぼ 水平に広がっているか【ごまかし】』という原告らの主張について」に対し....	16
第3「第2の3『音海流紋岩の硬さについて【確証のないきめつけ】』という原告ら の主張について」に対し.....	18
第4「第2の4『岩石試験結果』について」に対し.....	19
第5「第2の5『R. Q. D. 値の分析の懈怠【不都合なことは見ようとなしな態度】』と いう原告らの主張について」に対し.....	20
第6「第3『原告らの主張に対する被告の反論部分』について』という原告らの 主張について」に対し.....	23
第7「第4『その他の主張(三次元の反射法地震探査の必要性)』という原告らの 主張について」に対し.....	26
第3章 美浜原発について(被告準備書面(56)に対する反論).....	26
第1「第2『地質調査結果に対する被告主張について』という原告らの主張につ いて」に対し.....	26
第2「第3『被告のまとめによる原告主張①について』という原告らの主張につ いて」に対し.....	30
第3「第4『被告のまとめによる原告主張②について』という原告らの主張につ いて」に対し.....	31
第4「第5『被告のまとめによる原告主張③について』という原告らの主張につ いて」に対し.....	32
第5「第6『被告のまとめによる原告主張④について』という原告らの主張につ いて」に対し.....	32

【本文】

被告は、澤田義博氏意見書（乙全393号証）及び小島圭二氏意見書（乙全394号証）を踏まえ、あらためて原告らの主張に対する反論を、大飯原発については準備書面(54)で、高浜原発については同(55)で、美浜原発については同(56)でそれぞれしているので、原告らは、本準備書面において、これらに対し、必要と考える点に限って再反論をする。

第1章 大飯原発について（被告準備書面(54)に対する反論）

第1 「第2 『地盤の増幅特性（サイト特性）の適切な評価の重要性』について」に対し

- 1 原告らが経験式を使用する場合はバラツキを考慮しなければならないと主張したのに対し、被告は、各パラメータを保守的に設定することで足りると主張している（被告準備書面(54)4～6頁）。
- 2 この点についての反論は、まさに大飯原発3、4号機の設置許可処分を取り消した2020年12月4日大阪地裁判決が、原子力規制委員会が経験式である入倉・三宅式の適用に当たって、一定の補正をする必要があるか否かを検討しなかった点において、その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があると判示したとおりである。同判決の意義については、原告ら準備書面(75)で述べたから、ここでは繰り返さない。

第2 「第3 『被告の地質構造の把握の主張に対する原告らの反論』について」に対し

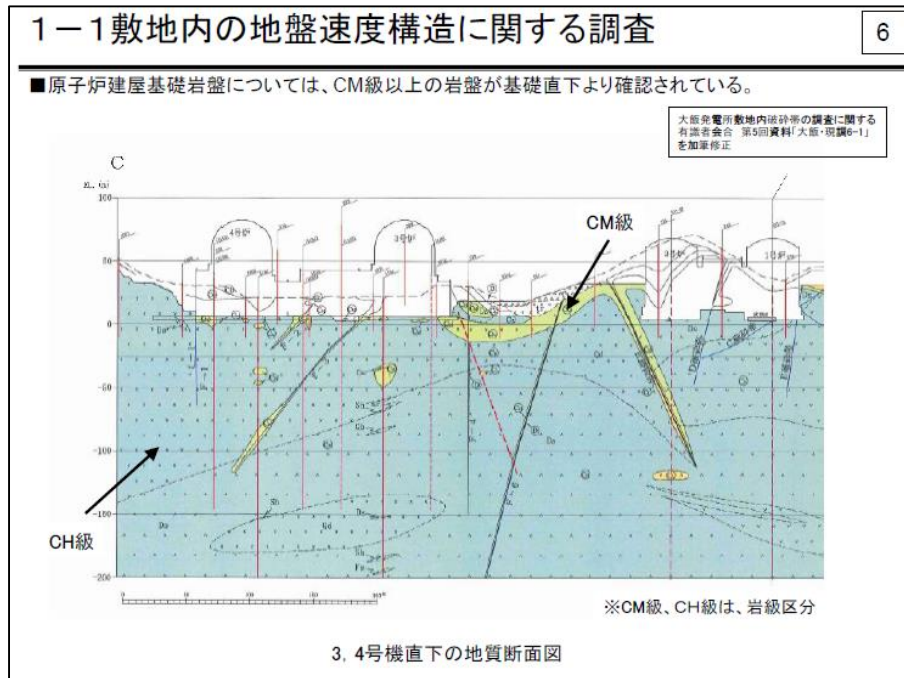
- 1 被告は、破砕帯の存在が地震動に与える影響を考慮しているか
 - (1) 原告らが、被告は、破砕帯の存在が地震動に与える影響を考慮していないと主張したのに対し、被告は、破砕帯の存在を考慮していると主張している（被告準備書面(54)9～10頁）。
 - (2) しかし、この主張の根拠として被告が引用しているのは、本訴における被告準備書面の一節並びに小島意見書及び澤田意見書の各内容である。後付けであれば何とでも主張できる。原告らは、被告が設置許可申請の段階で破砕帯の存在が地震動に与える影響を考慮していないと主張しているのであるから、被告がそれを否定するのであれば、設置許可申請段階で被告が作成した文書の中から主張の根拠を見つけるべきであった。

2 地質断面図は誤魔化しか

- (1) 原告らが、27.9%がCM級岩盤であり、深部では十数メートルにわたってCM級岩盤が存在するのに、大部分がCH級岩盤である旨表示された被告作成にかかる地質断面図(乙A第24号証11頁)には誤魔化しがあると主張したことに対し、被告は、標高-50メートルまでは3メートル程度、標高-50メートルから-150メートルまでは5メートル程度、標高-150メートル以深は10メートル程度を基準として、その中で支配的な岩級区分を基に地質断面図を作成したのであって、誤魔化したものではないと主張する。そして、被告の岩盤分類の考え方は、設置変更許可申請書別紙6(乙A第15号証)6-3-729頁、第3.5.31図に「岩盤分類の考え方」として記載してあると主張する(被告準備書面(54)11~12頁)。
- (2) まず、上記「6-3-729頁、第3.5.31図」は「6-3-717頁、第3.5.30図」の誤記ではないかと思われる。ご確認の上、必要であれば訂正いただきたい。
- (3) 次に、被告の上記説明は、「一定範囲の岩盤中の51%がCH級であれば(CH級が支配的であれば)、49%がCM級であっても、『CH級』と表示する」という趣旨であると思われるが、その方針で地質断面図を作成したのであれば、地質断面図中にその旨の説明をするべきである。しかし、上記地質断面図にはそのような説明部分は存在しない。これを見る者(原子力規制委員会も含め)は、CH級と表示された岩盤は、文字通り「CH級」であると理解するであろう。

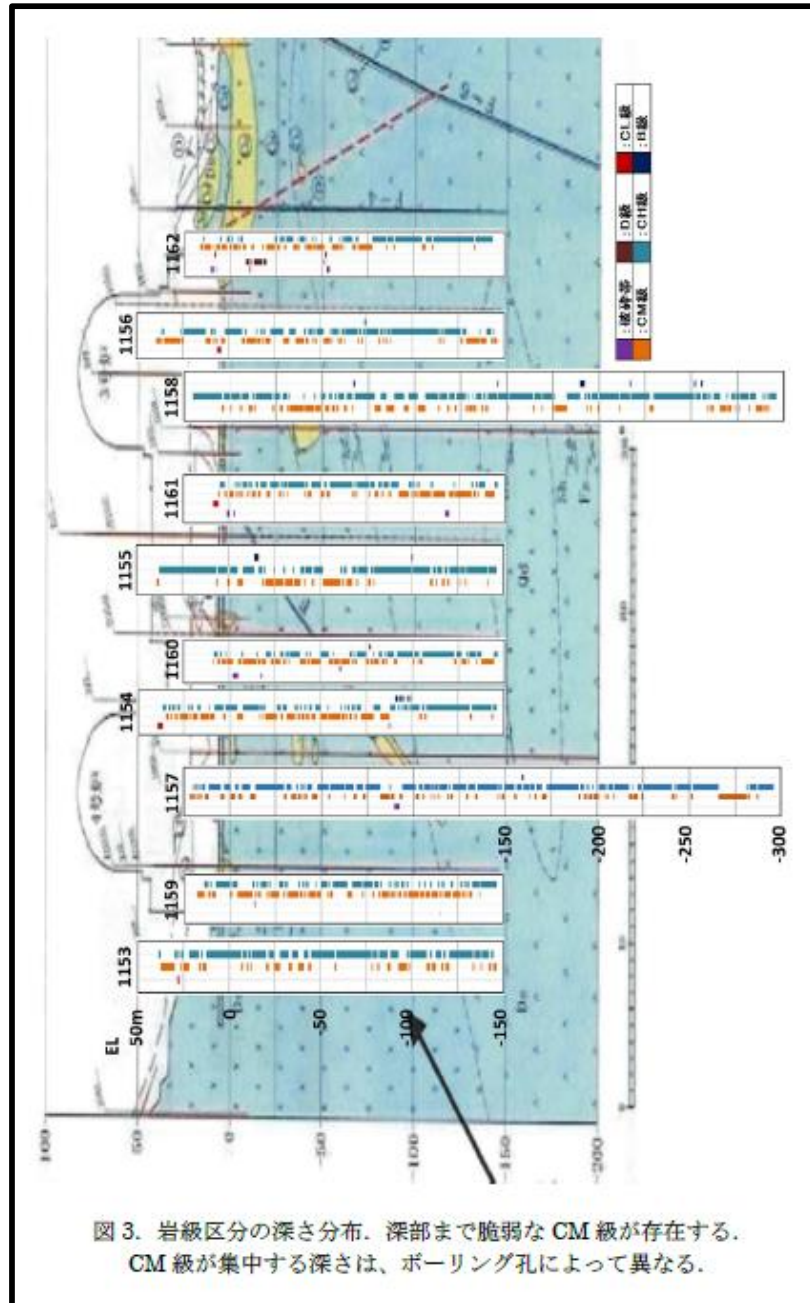
ちなみに、被告は、平成25年9月18日に実施された原子力規制委員会第21回適合性審査会合において、原子力規制委員に対して同様の地質断面図を示し、「6ページ、これは断面図ということで、いわゆる地質区分の断面図でございまして、基本的には、ここのサイトはCH級とCM級ということでなっていて、この浅いところの黄色になっているところに一部CM級がございしますが、それ以外のところは基本的にはCH級の岩盤が広がっているということになります。」と説明した(乙A第38号証4頁)。

このとき被告が示した地質断面図は、被告作成にかかる平成25年9月18日付「大飯発電所地下構造の把握について(資料1-1)」(甲A第23号証)の6頁であるので、これを下記に引用する。



(4) ところで、被告が主張するように、標高-50メートルまでの3メートル程度、標高-50メートルから-150メートルまでの5メートル程度、標高-150メートル以深の10メートル程度を基準とすると、本当にCH級が支配的なのだろうか。赤松博士がその点をチェックされた(甲A第22号証)。その結果は、次のとおりである。

ア 被告が大飯原発敷地で実施した10本のボーリング柱状図（乙A第15号証の添付書類6の6-3-588頁～641頁）から、赤松博士が、岩級区分ごとに色塗りをしたのが下記図である（甲A第22号証8頁図3）。



ここで橙色で示されているのがCM級、青色で示されているのがCH級である。

イ これを分析して、岩級層（CM級以下、CH級以上）の厚さの頻度分布を表したのが下記グラフ及び下記表である（甲A第22号証9頁図4、12頁表1）。

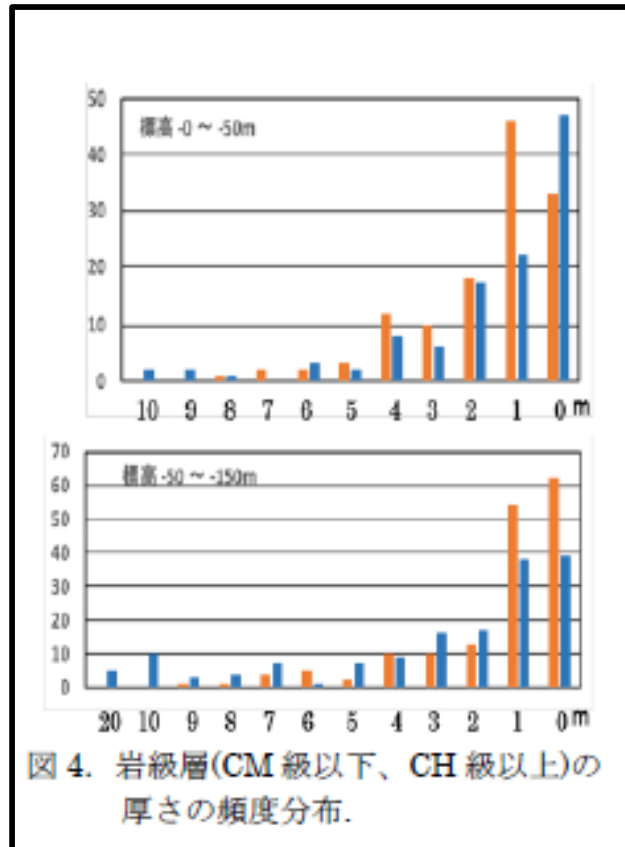


表1. 岩級層 (CM 級以下、CH 級以上) の厚さの頻度分布.

区間	0 ~ -50m		-50 ~ -150m		-150 ~ -300m	
岩級	CM	CH	CM	CH	CM	CH
20m以上				5		1
10~		2		10	1	7
9~		2	1	3	0	0
8~	1	1	1	4	0	3
7~	2	0	4	7	0	0
6~	2	3	5	1	1	1
5~	3	2	2	7	0	1
4~	12	8	10	9	0	3
3~	10	6	10	16	2	6
2~	18	17	13	17	3	4
1~	46	22	54	38	11	4
1m未満	33	47	62	39	25	13
計	127	110	162	156	43	43

ウ また、CH級以上とCM級以下の岩級割合 (厚さの積算) (%) は、次のとおりである (甲A第22号証12頁表2)。

表2. CH 級以上と CM 級以下の岩級割合 (%) (厚さの積算)

標高	0 ~ -50m		-50 ~ -150m	
岩級	CM級	CH級	CM級	CH級
No.1153	25.6	74.4	22.4	77.6
No.1154	54.3	45.7	29.0	71.0
No.1155	46.1	53.9	23.9	76.1
No.1156	44.5	55.5	27.9	72.1
No.1157	33.3	66.7	26.0	74.0
No.1158	48.2	51.8	30.6	69.4
No.1159	67.7	32.3	45.6	54.4
No.1160	62.5	37.5	40.3	59.7
No.1161	32.6	67.4	52.8	47.2
No.1162	71.5	28.5	26.1	73.9
平均	48.6	51.4	32.5	67.5

(5) 赤松博士の上記検討の結果、次のことがわかった。

ア 標高0~-50メートルについて

(ア) 3メートル以上の厚さの層は、CH級以上が24か所存在する

のに対し、CM級以下では30か所も存在する。

(イ) 層の厚さの積算値は、CH級以上が51.4%、CM級以下が48.6%である。

(ウ) すると、厚さ3メートルを基準として支配的な岩級がCH級などとは到底いうことができない。

イ 標高-50~-150メートル

(ア) 5メートル以上の厚さの層は、CH級以上が37か所存在するが、CM級以下も13か所存在する。

(イ) 層の厚さの積算値は、CH級以上が67.5%、CM級以下が32.5%である。

(ウ) すると、この標高では、CH級が優勢であるということはある。しかし、小選挙区制の選挙では民意を反映しないように、厚さ5メートルごとに優勢な岩級で代表させるのでは、地盤の物理的特性を正しく評価することはできない。

(6) 以上によれば、そもそも被告が採用した「岩盤分類の考え方」自体が地盤の物理的特性を正しく評価できない不合理なものである上、被告が、これを地質断面図において説明していないこと、CH級以上とCM級以下が拮抗している標高0~-50メートルの範囲で、CH級と表記されていること等、被告が示した地質断面図には意図的なごまかしがあるとの評価は、相当の根拠が存在することは明白である。

なお、被告は、地質断面図を示した資料に「CM級以上の岩盤が基礎直下より確認されている」との説明文が記載されているから誤魔化しはない旨主張する（被告準備書面(54)14頁）。

なるほど、説明文は正確であるが、地質断面図では、ほとんどがCH級を表示されているのだから、読者は、「厳密にはCM級以上だが実質的にはほとんどがCH級以上」と理解することが目に見えており、上記説明文が存在するからといって「誤魔化し」を否定することはできない。

3 原告らのR.Q.D.値に対する評価は誤りか？

(1) 被告の主張

被告は、原告らのR.Q.D.値に対する評価は誤りであると主張するが、その根拠は、次のとおりである（被告準備書面(54)14~17頁）。

ア R.Q.D.値は割れ目の量以外の要素が全く考慮されておらず、岩盤状態の一側面を捉えるための手法に留まる（同準備書面15頁6~8行目）。

イ ボーリングコアの採取時に割れ目が発生する可能性があり、R.Q.D.

値の数値は、実際の岩盤状態よりも著しく低くなる場合がある（同準備書面15頁8～10行目）。

ウ 大飯発電所敷地は高角度傾斜の節理が発達しており、R. Q. D. 値の数値が小さくなる傾向があるが、岩石そのものは堅硬で、節理は密着している（同準備書面15頁13～15行目）。

(2) 被告の上記主張に対する反論

ア (1)アに対し

被告は、割れ目以外の考慮すべき要素として、ハンマーによる打診音、打撃による剥脱の有無・程度、亀裂・節理等の密着度、風化・変質の有無・程度、剥落面における粘土物質の有無をあげ（被告準備書面(53)21頁10～12行目）、割れ目、すなわち不連続面をこれらの要素と同レベルの価値に貶めようとしている。しかし、被告も引用する「岩の力学」（甲全第576号証）が岩盤の工学的評価の要素として「岩質」と「不連続面」をあげた（529頁）ことから、「不連続面」は、被告があげた他の要素とは比較にならない重要性を持つことが窺える。

イ 上記(1)イに対し

ボーリングコアの採取時にコアを割らないことは、ボーリング業者の基本的な注意義務であって、被告が大飯原発敷地で実施したボーリングによって採取されたコアに採取時に発生した割れ目が存在すると主張するのであれば、それは、被告が選定した下請け業者の作業が粗雑であったことを意味するにすぎない。

ウ 上記(1)ウに対し

「岩石そのものは堅硬」というのは岩質を指摘しているにすぎない。「節理は密着している」というのは主観的評価でコメントできないが、後記第2章第3の1(2)で述べるように、硬岩の場合は、地下深所であっても不連続面による影響があるのであって、被告がそのことを軽視するのは許されない。

(3) 原告が、「岩の力学」（甲全第576号証）541頁の記載を引用して、大飯原発敷地のR. Q. D. 値は、「普通」の水準にも及ばないと主張した（原告ら準備書面(64)19頁）ことに対し、被告は、そもそもR. Q. D. 値は、「元来、トンネルの掘削条件を予測するため実施する初期のサイト評価のために開発されたもの」であり、「弾性波速度を評価するものではない。」と主張して（被告準備書面(54)15頁末尾3行～16頁2行目）、その意味付けを減殺することに躍起となっている。しかし、R. Q. D. 値開発の当初の目的が何であれ、大飯原発敷地のR. Q. D. 値が「普

通」の水準に遥かに及ばない事実は否定しようがない。そして、R. Q. D. 値が「弾性波速度を評価するため」に開発されたものではないとしても、弾性波速度と関連することも否定しようがない。

被告は、ここでは R. Q. D. 値の持つ重要性を低く見せようとしているが、他方で、美浜原発の地下構造評価について原子力規制委員会に説明した資料（乙C第35号証）42頁においては、「R. Q. D. が小さい深度及び孔径が大きい深度、つまり割れ目が多く、地質的に脆弱な深度において、 V_p と密度の低下が確認された。」と報告していて、R. Q. D. 値と弾性波速度とを関連づけて説明している。被告の主張は二枚舌である。

4 赤松博士作成の R. Q. D. 値のコンター図（原告ら準備書面(64)22頁、甲A第14号証の1の12頁）の評価

- (1) 被告は、上記コンター図について、R. Q. D. 25%～50%という岩石品質として同程度の評価が付される範囲で、2%という小さな数値毎にグラデーションを持った色分けをすることに合理的な意味合いはないと主張する（被告準備書面(54)16頁下から6行目～7頁3行目）。
- (2) 被告は、上記コンター図の趣旨を全く理解していない。赤松博士は、R. Q. D. 値のコンター図によって読み取ることができる R. Q. D. 値の変化と、試掘坑弾性波探査の平均P波速度のコンター表示（甲A第11号証の2の図10、甲A第14号証の1の図8の左上図）によって読み取ることができるP波速度のコンター表示が類似した傾向を示している（南側が R. Q. D. 値が低く、P波速度が遅い。北側は R. Q. D. 値は高く、P波速度が速い。）ことを示しているのである。

5 特異な構造は存在しないか

- (1) 被告は、大飯原発敷地には、地震波の伝播や増幅等に顕著な影響を与えるような特異な構造が存在しないと主張する（被告準備書面(54)17頁下から11行目～末行）。
- (2) しかし、まさにその特異な構造が存在することは、原告ら準備書面(80)の第4の7で主張したとおりであるので、ここでは繰り返さない。

6 大飯発電所敷地の地下浅部のS波速度が約2.2 km/sであると評価したことに不合理な点はないのか

- (1) 被告の主張は、原告らがPS検層や試掘坑弾性波探査の結果から、2.2 km/s に達しないと指摘した点について、それを否定することなく（例えば、01-3 孔のPS検層の結果では、標高-60メートルまでの

S波速度が 1.17 km/s～1.92 km/s であるという主張も否定していない。)、これが「細かなバラツキ」であることから無視してよいというものである。

無視してよいとする科学的根拠は示されていない。

- (2) 原告が、「反射法地震探査では、反射を生起した層の速度値が必ず判明しているのに、被告は、これを隠匿している」と主張した(原告ら準備書面(64) 23頁下から7～6行目)のに対し、被告は、速度値が判明していることは否定せず、「地震波の伝播や増幅等に顕著な影響を与えるような褶曲構造等の特異な構造があるか否かを把握するための資料として反射法地震探査の結果を用いているのであって、原告らの主張は被告の調査目的を正解しないものであり、理由がない」と主張している(被告準備書面(54) 18頁11行目～16行目)。

仮に、反射法地震探査の目的が被告の主張どおりだったとしても、本訴において大飯原発敷地表層のS波速度が争点になっており、被告の手元には、反射層の速度データが存在するのだから、被告が、これを本訴の証拠として提出することを渋る理由はないはずである。そのデータが被告に都合が悪い内容である場合を除いては。

第3 「第4『その他の被告の主張に対する反論』について」に対し

1 被告の詐欺的手法について

- (1) 原告は、被告が準備書面(44)において、大飯原発敷地の反射法地震探査の結果と柏崎刈羽原発敷地の反射法地震探査の結果を、縮尺を異ならせて並べたことについて、詐欺的であると主張した。これに対し、被告は、「質的に全く異なる地盤であることを前提として、そのことを把握し易いように、既に証拠として提出していた縦横比1：4の図を用いて(縦横比の記載を残したまま)比較を行ったものであり、「詐欺的である」などとする原告らの主張は全く当たらない」と述べている(被告準備書面(54) 18～19頁)。
- (2) 被告は、準備書面(44)において、柏崎刈羽原発敷地の反射法地震探査の結果(縦横比1：1)と大飯原発の反射法地震探査の結果(縦横比1：4)を並べて図示し、前者について、「赤枠で囲った辺りが非常に大きく畝っており、顕著な褶曲構造を呈していることが分かる」と主張し(24頁17～19行目)、「かかる結果と大飯発電所敷地における反射法地震探査の結果を見比べると、大飯発電所敷地内に、柏崎刈羽原子力発電所で見られる褶曲構造が見られないことは明らかである。」と主張し(同頁22～25行目)、縮尺の異なる2つの図面を並べたのであ

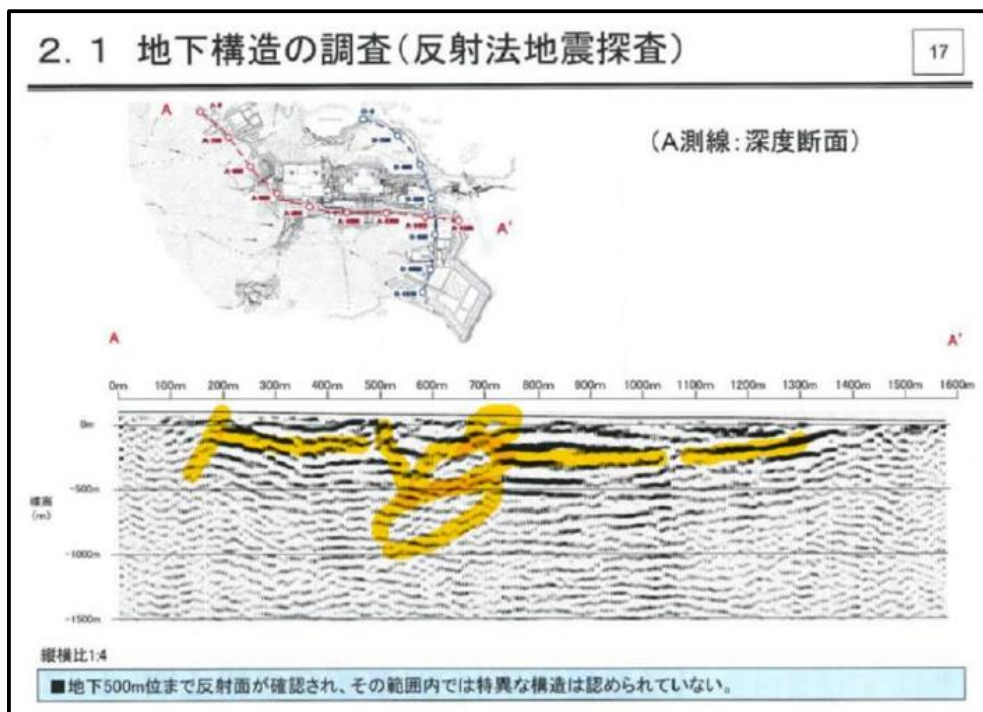
る。確かに、各図に縦横比の記載は存在するが、表示が小さいため注意深くなければ気が付かない（現に、原告ら代理人は、赤松博士から指摘を受けるまで気づかなかった）。被告は、二つの図を「見比べ」させようとしたのだから、被告に詐欺的な意図がなかったのであれば、本文中の文章で縦横比について注意を促すべきは当然である。被告がこれをしなかったのは、これを読んだ原告ら代理人及び裁判所が誤解することを密かに期待していたと考えるのが合理的である。

2 大飯原発敷地の反射法地震探査結果について

- (1) 原告らが、田村八州夫氏の見解に基づき、回折波の存在から断層の存在が推定される」と主張した（原告ら準備書面(41) 16頁）ことに対し、被告は、断層の存在を否定している。その根拠は次のとおりである。
 - ア 田村氏が回折波を指摘するA測線500～700メートル付近は、屈折法解析では、標高0メートル付近以深では、弾性波速度は $V_p = 4\text{km/s}$ 以上となっていて、田村氏が断層の存在を指摘する反射面に沿って弾性波速度が境界面を形成していない。
 - イ 今般、被告が新たにC測線で反射法地震探査を実施したところ、A測線500～700メートル付近に相当するC測線0～200メートル付近では、A測線で見られるような反射面の不連続性が見られない。
 - ウ 今般、被告がD測線で実施した弾性波トモグラフィー解析の結果では、A測線500～700メートル付近に相当するD測線0～100メートル付近では、表層から50メートル程度以深（標高0メートル程度以深）では、 $V_p = 4.0\text{ km/s}$ 以上であることが確認できるし、標高-150メートル～-200メートルの速度構造を見ても、田村氏が指摘した部分に弾性波速度が境界面を形成していないことが確認できる。
- (2) 今般、原告らは、田村氏に対し、甲全第442号証の補足説明をお願いするとともに、被告がしたC測線反射法地震探査、及びD測線弾性波トモグラフィー解析の結果を検討していただいた。その結果、次のことがわかった（甲全第661号証）。
 - ア 甲全第442号証の補足説明
 - (ア) A測線の反射法地震探査の深度断面図（地表から深度500メートルまで）によれば、測線長1.6kmの区間に、測線の西（下記図面の左）からの距離がそれぞれ約200メートル、350メートル、500～700メートル、1050メートル、1400メートル

ルに反射波列の顕著な食い違いが5か所もある。このことから、深さ500メートルの範囲内で、平均300メートルの短い間隔で地質構造が変化していることが分かる。

- (イ) 変化の特徴は、下記図に橙色で示すように
- a 反射波列の形が水平あるいは単調な傾斜ではなく、畝っており、岩質及び地層の境界が実際に畝っていることを示している。
 - b 反射波列が何か所かで破断されており、断層や火山岩のような貫入岩によって地盤や地層の水平方向の連続性が切断されていることが示唆される。
 - c 回折波という双曲線状の特異な破裂が反射波列の途絶えた位置から記録され、断層の存在を強く示唆している。
 - d 回折波の現れ方から、推定される断層の走っている方向が原子炉建屋の方向ではと危惧される。



(甲全第661号証3頁の図)

イ 田村八州夫氏によるトモグラフィー解析の結果の検討

(ア) 田村八州夫氏は、被告が実施したトモグラフィー解析の結果を検討し、次の点を指摘した。

- a 2か所に幅約100メートル、深さ標高-50メートル以深に及ぶ基盤の沈降部がある。基盤の沈降は階段状であり、伸長型

の応力で形成された正断層構造を示唆する。一方、基盤が基盤低から基盤高に移行する変曲箇所、上位層は撓曲の形状を成しており、圧縮型の応力によって形成される逆断層の存在を示唆している。このような伸長型と圧縮型の構造の存在は、地史的な累進変形過程を経ていることを想起させる。

b C測線の発振記録は、屈折波の急激な走時異常を示し、屈折反射波が識別できる。屈折反射波は、断層によって生じたと考えられる。

c これらの走時異常、回折波、屈折反射波は、敷地に存在するF-1～F-6断層破碎帯の延長方向である。

(b) これらの検討を経て、田村氏は、大飯原発の敷地の基盤は、水平で均質であるとは判断できないと結論づけられている。

第2章 高浜原発について（被告準備書面(55)に対する反論）

第1 「第2の1 『被告の主張態度』について」に対し
裁判所のご判断に委ねる。

第2 「第2の2 『高浜原発敷地地下には堅硬な岩盤が著しい高低差がなく、ほぼ水平に広がっているか【ごまかし】』という原告らの主張について」に対し

1 被告は、高浜原発敷地の地質構造を説明するに当たり、2基分の地質構造を一覧性をもって確認できることから、谷筋を縦断する断面図を引用したのであり、証拠（乙B第27号証）によって斜面直交断面図が容易に確認できるから、意図的に斜面直交断面図を裁判所の目に触れないよう画策したものではない旨主張する（被告準備書面(55)4～6頁）。

2 しかし、被告は、準備書面(45)13～14頁において、「堅硬な岩盤が著しい高低差がなく、ほぼ水平に広がっていることが確認できた。」と主張し、わざわざ乙B第27号証の26頁と49頁だけを引用し、さらにこの各頁の図面を同準備書面に転記したのである。この2枚の図面とも谷筋を縦断する断面図である。

確かに、乙B第27号証の24、25、49頁には斜面直交断面図がある。しかし、本件訴訟は双方から膨大な証拠が提出されており（乙B第27号証だけでもその総頁数は、153頁に及ぶ。）、裁判官がすべての証拠に目を通すことは事実上不可能である。裁判官は、通常は、準備書面で引用されている証拠部分を確認する。被告に裁判官をごまかす意図（あるい

は、裁判官が誤解することを期待する意図) がなかったのであれば、少なくとも引用部分に「24, 25, 49頁」を記載したはずである。

- 3 被告は、斜面直交断面図について、被告による地質構造の評価と齟齬する内容ではない旨主張している(被告準備書面(55)7頁17~18行目)。要するに、斜面直交断面図によっても、「堅硬な岩盤が著しい高低差がなく、ほぼ水平に広がっている」と評価できると言いたいのもかもしれない。しかし、ここで被告が具体的に主張していることは、①「堅硬な岩盤」の定義づけが原告と被告で異なること(原告は、CH級と主張しているが、被告はCM級以上と主張している。) ¹、②CM級以上の岩盤が地下深くに傾斜している部分が認められないこと、③地表面のCL級及びD級岩盤の存在が被告の評価の合理性に影響を及ぼさないこと、だけである。

しかし、①は、議論のテーマとは関係なく、②は意味不明である。「地下深くの傾斜」というのが、CM級以上の岩盤の下面をいうのであれば、斜面直交断面図(乙B第27号証の24, 25, 49頁)には表示されていないし、上面をいうのであれば、これが大きく傾斜していることは明白である。③は、そもそもCL級岩盤やD級岩盤の存在について、原告は何も言及していない。被告は、自ら原告の主張をでっち上げ、これを否定して悦に入っているという外はない。

- 4 なお、被告の資料によれば、被告が設定したE-E'断面(4号炉炉心を貫く斜面直交断面)、H-H'断面(3号炉直近東側をとる斜面直交断面)の各断面図は、次のとおりであり(乙B第27号証65頁に加筆したもの)、前者の平均勾配は、1:1.3、後者の平均勾配は1:1.5とされている。これは、角度にすると、前者は37.6度、後者は33.7度になる。

¹ ここで、被告は、2か所でCM級の色を「緑色」と表現している(7頁9行目)が、乙B第27号証を見る限りCM級は「黄色」に着色されている。ご確認をお願いしたい。